

令和7年度（2025年度）

事業計画書

【みらい創造財団朝日のあたる家】

1. 基本方針

幸福度の高い暮らしの実現

当財団は、東日本大震災を経験し、人口減少や少子高齢化による弊害が顕著に表れている岩手県内において、住み慣れた地域で、人々が支えあい、生きがいをもって暮らせる社会参加拠点や地域モデルをつくり、社会参加を通して幸福度の高い暮らしができる地域づくりに寄与することを目的とする。

また、多様な分野をつなぎ、多世代が参加できる地域社会、地域産業の活性化を目指す。

2. 事業計画

4期目となる今年度は、令和5年3月に採択を受けた「休眠預金活用事業～過疎地域における若手就農者チームによる農福連携基盤構築事業～」の最終事業年度として、4月1日より就労継続支援B型「朝日のあたるファーム」を開設する。開設に伴い、農福連携をはじめとする産業と福祉の連携、産業と地域の連携、農地保全や廃棄物削減などSDGsへの取組を、行政や地域一体となってさらに推進させ、障がい者、就労困難者、高齢者等地域の多様な方々の社会参加を図っていく。

また、朝日のあたる家を拠点としたコミュニティ活動の継続、行政や他団体との協働、地域資源を活用する新たな取り組み等を通して就労継続支援事業との相互作用も図りながら、多世代の働く場、集う場、学ぶ場を創り出し、地域とともに、安心していきいきと生活できる、やりがいを持って働くことができる地域づくりを目指す。

(1) 生活支援のための訪問・相談事業

- ・月刊誌「おはやがんす～」を配布しながらの地域住民への訪問活動を軸として、社会参加・就労参加のニーズや課題を探る。また、そこで出た課題に対して、地域や行政、

地域の団体につなぎ協働で解決を図る。

(2) 地域生活支援に携わる者の育成のための、講座・セミナーの開催

- a) あらゆる世代が地域や産業を支えていくために必要な学習機会を創出する
 - ・高齢者や障がい者の特性やサポートについて、子どもの発達について等、地域での支えあいを意識した基礎知識や産業との関わりの可能性を学ぶ場等
- b) 児童の産業体験ワークショップの開催
 - ・地域資源を活用したワークショップの開催
 - ・産業体験

(3) 就労の機会の創出及び相談事業

①産業との連携による支援

- a) 雇用支援
 - ・雇用につながる業務分解の支援
 - ・福祉（相談事業所、社会福祉協議会）との連携のコーディネート、現場定着支援
 - ・助成金や制度活用の支援
(トライアル雇用や障がい者雇用支援制度、各種助成金の相談等)
- b) 広報支援
 - ・取り組みの広報戦略支援（ホームページ、SNS、動画等）
- c) 調達支援
 - ・広報を軸とした資金調達支援
 - ・助成金や政策予算の申請代行
 - ・事業に関係する調達計画支援
- d) 連携支援
 - ・課題解決に必要な事業連携、仲介
 - ・商品開発等の連携支援
 - ・自治体、支援団体との仲介
 - ・販路拡大等の支援

②福祉との連携による支援

- a) 水産業と福祉の連携支援（海洋廃棄物の有効利用等）

- b) 農業と福祉の連携支援
- c) 工業と福祉の連携支援
- d) 食品製造業と福祉の連携支援
- e) デジタルと福祉の連携支援
- f) 福祉施設の授産品の販路開拓
- g) 就労準備訓練事業所、既存支援センターとの仲介地域連携事業

③地域との連携による支援

- a) 地域の農業、水産業と連携した体験事業
- b) 部分受託による地域福祉との連携事業

④人材育成

- a) 産業と福祉の連携による雇用創出のための職業体験支援
- b) 職業技術指導者、支援者の育成

⑤SDGsの連携推進に関する事業

- a) 福祉事業所のSDGs支援
- b) 産業や企業のSDGs支援
- c) SDGsの取り組みによる補助金申請、調達支援
- d) 農業、水産業、福祉の連携に関する政策予算調達支援

⑥社会参加、連携を促進するための情報発信

- a) 産業と福祉の連携モデルの情報収集と発信
- b) 産業や福祉のSDGsの取り組みについての情報発信
- c) 多世代が参加する交流の場の情報発信
- d) 多世代の多様な社会参加を促進するための情報発信

(4) 地域連携

- ① 地域の資源の活用による社会参加の場づくり
- ② 地域の団体等との協働による多世代の交流の場づくり
 - ・買い物支援での協働
- ③ 地域の団体等との協働による児童支援

(5) 会館運営、施設の貸与

朝日のあたる家を拠点とした生きがいづくり、コミュニティ活動の推進

a) 住民主体の活動の支援

・介護予防、孤立防止のための集いの場など

b) 保有能力の活用場の場づくり

・役割づくり、地域や産業への貢献など

c) 地域多世代交流の場づくり

・子ども、若者・子育て世代、高齢者参加のワークショップの開催など

d) 多世代の学び、体験の場の創出

・認知症カフェ等での学び～地域で高齢化社会を支える動きを推進させる、保有能力を生かしての地域貢献の体験の場づくり

e) イベントの受け入れ

・地域の文化的活動、健康維持のための活動など多世代がともに過ごす場として受け入れる

f) コミュニティ参加の広報活動

・ホームページ、SNS、月刊通信を通して活動への参加募集や活動の様子を広く発信する

【就労継続支援 B 型事業所 朝日のあたるファーム】

1. 事業運営方針

就労継続支援 B 型事業所朝日のあたるファームは、利用者が農福連携を通じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、関係産業、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス機関、利用者を取り巻く社会資源との連携を図り、総合的な福祉サービスの提供、そして社会参加支援に努める。

2. 基本理念

朝日のあたるファームは農福連携において新たなファーム (FARM) を耕し

Fostering. 人を耕す 地域支え手として人材育成を行います。

Agricultural. 農を耕す 産業継承や持続可能な担い手、支え手として貢献します。

Regional. 地域を耕す 地域連帯や地域貢献の心で地域を大切にします。

Mobilization. 未来を耕す 人や資源の多世代の参加により循環を生み出します。その循環の中で、利用者の社会参加や就労支援、人材育成を促し、地域産業及び貢献します。

3. 支援方針

「生きがい」と「働きがい」を支える6つの方針をもとにロジックモデルを策定し体系立てて見える化した支援方針とする。

①誰でも参加	「できるように工夫」 「先回って制限しない」 の3点をもとに 作業参加 を支えます 「本人選択・意思決定支援」
②達成感支援	「労いがある」 「感謝がある」 の3点をもとに 達成感 を支えます 「役割がある」
③地域産業に しっかり関わる	「地域貢献」 「工賃向上」 の3点をもとに 働く意欲 を支えます 「人材育成」
④どんどん発信する 広報力	「活動の見える化」 「社会参加」 の3点をもとに 社会参加 を支えます 「自己肯定感」
⑤自立支援	「目標を持つこと」 「身辺自立」 の3点をもとに 自立支援 を支えます 「就労支援」
⑥みんな健康	「安全管理」 「体調管理」 の3点をもとに 心身の健康 を支えます 「休憩管理」

4. 事業所の所在地

- (1) 事業所名：就労継続支援 B 型事業所 朝日のあたるファーム
- (2) 所在地：〒029-2206 岩手県陸前高田市米崎町字松峰 48-1
- (3) 電話：0192-47-4750 (FAX 0192-47-4751)

5. 従業員の定数（現員配置状況）

- (1) 管理者 1 名（常勤 1 名・サービス管理責任者兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し、法令等を参遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1 名（常勤・管理者兼務）

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、利用者に対する継続的なサービスの管理や評価、従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等、その他利用者に関することを行うものとする。

(3) 職業指導員 2 名 (3 名：常勤 2 名、非常勤 1 名)

職業指導員は、生産活動の実施、適切な就労継続支援の提供にあたる。

(4) 生活支援員 1 名 (1 名：常勤 1 名)

生活支援員は、日常生活上の相談、健康管理の援助、その他利用者に関することを行う。

(5) 目標工賃達成指導員 1 名 (常勤 1 名)

目標工賃達成指導員は工賃向上計画を元に、工賃を向上させる為の計画・実行を行う。

6. 利用定員

20 名

7. 工賃

工賃規程に定め 月末時締め翌月 10 日払いとする。

8. サービス提供内容

- (1) 就労継続支援 B 型計画の作成
- (2) 生産活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 実習及び求職活動の支援
- (5) 施設外支援の実施
- (6) 施設外就労の実施
- (7) 在宅支援
- (8) 前各号を通じ、知識及び能力が高まった者について、一般就労への移行求職等の支援
- (9) 一般就労後の職場定着のための支援
- (10) 生活相談
- (11) 健康管理
- (12) 送迎サービス
- (13) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

9. 生産活動

生産活動の機会の提供にあたっては安全管理、体調管理、休憩管理を配慮し、利用者の希望、能力、体力、適正、個性に応じて支援を行う。

作業種目	作業内容・支援内容	備考
①農福連携事業	連携農家の圃場での各種作業 定植・除草・施肥・運搬・収穫・選別 等。	連携農家の圃場での 施設外就労
②環境整備関係	草刈り、竹伐採、枝拾い、環境整備。	法人・個人からの受託
③中間管理業	事業所を活用し、連携農家の生産中間 管理を支援。 野菜や果樹等の重量選別作業、出荷調 整作業を行う。	施設請負
③産福連携事業	椿茶の原料の収穫、栽培 中間管理、椿茶の一次加工	一次加工の仲介 原料提供
④生産販売	育苗、堆肥作り、農作物栽培 農作物加工品の製造	農家からの委託 生産販売

○主要受託先

- ・タカタアグリコンソーシアム ・イドバダアップル ・ファーム小金山
- ・Hs ファーム ・北限のゆず研究会 ・仙果園
- ・株式会社スノーピーク陸前高田キャンプフィールド ・畑中農園
- ・株式会社バンザイファクトリー
- ・株式会社マルイ舗装
- ・ピーカン農業未来研究所

1 0. 収支計画及び・財務計画

別紙、収支計画書の通り。

その他、下記の通り計画。

- ・主な収入源は訓練等給付費の福祉事業収入と生産活動収入とする。
- ・その他、法人予算として助成元からの助成金、採択補助金、寄付金予算等がある。
- ・当該年度で農林水産省及び経産省補助金等も申請活用予定。
- ・法人の公益活動としてのファンドレイジング。

1 1. 地域との連携

生産活動のほか地域貢献事業として以下を計画。

- ・地域の企業や団体と連携し、共同でのイベントや活動を実施。
- ・地域のボランティアを受け入れ、多様な働き方支援を行う。
- ・未利用資源のワークショップ等を行い地域交流事業を計画。

1 2. 日課・スケジュール

8：30～9：30	開所 順次送迎
9：30～10：00	来所、健康状態の確認、朝礼
10：00～12：00	作業時間（間休憩 15分）
12：00～13：00	昼食休憩
13：00～15：00	作業時間（間休憩 15分）
15：00～15：30	片付け・掃除・終礼
15：30～16：30	送迎・帰宅
17：30	閉所

1 3. 年間行事予定

4月	農福連携視察
5月	地域交流会（みんなでごはん）
6月	防災訓練 スキルアップワークショップ
7月	納涼会 農福連携視察
8月	地域交流会（みんなでごはん）
9月	地域資源ワークショップ
10月	地域資源ワークショップ 芋煮会
11月	収穫祭 健康診断
12月	忘年会
1月	新年会
2月	地域交流会（みんなでごはん）
3月	防災訓練

1 4. 研修計画

職員の資質向上及び適切な利用者支援ができるよう次の研修を行う。

- (1) 障がい者の人権・合理的配慮に関する研修
- (2) 障がい者の意思決定支援に関する研修
- (3) 障がい者差別解消法・虐待防止に関する研修
- (4) 障がい者就労支援に関する研修
- (5) 障がい者雇用に関する研修
- (6) 感染症予防対策に関する研修
- (7) 緊急時対応に関する研修会（災害・不審者）
- (8) 農福連携技術支援者研修
- (9) 農福連携視察研修

- (10) 土壌に関する慣習
- (11) 農機具等の保守管理に関する研修
- (12) 就労継続支援 B 型に関する経営研修

15. リスク管理

本事業所は、リスク管理として下記の通り整備を行う。

(1) 非常災害時対応

非常災害時マニュアルを作成し、職員間での対応統一を図るとともに必要な研修を実施。また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- ・ 総合防災訓練（火災、地震等） 年 1 回
- ・ 避難訓練 年 2 回
- ・ 消防設備点検（委託） 年 2 回

(2) 緊急時対応（体調急変・事故・不審者等）

緊急時対応マニュアルを策定し、職員間での対応統一を図るとともに必要な研修を実施。

(3) 感染症対策

感染症対策マニュアルを策定し、職員間での対応統一を図るとともに必要な研修を実施。

(4) 障がい者人権擁護

1) 身体拘束等の適正化

身体拘束の適正化の検討委員会の設置、指針及びマニュアルを策定し、職員間での対応統一を図るとともに必要な研修を実施。

2) 虐待防止

虐待防止委員会の設置、指針及びマニュアルを策定し、職員間での対応統一を図るとともに必要な研修を実施。

(5) 就労支援に関するリスク管理

安全管理、休憩管理、体調管理のマニュアルを策定し、職員間での統一を図るとともに必要な研修を実施。

施設内での事故リスク、利用者の健康問題等、ヒヤリハットを活用し対策を行う。

16. 苦情解決制度

苦情受付担当窓口を設置し、苦情解決の対応ガイドライン、対応マニュアルを策定し、職員間での統一を図るとともに必要な研修を実施。

- ・ 苦情受付担当者 施設担当職員
- ・ 苦情解決責任者 管理者

17. 法令遵守

本事業所は以下の法令を遵守し、適切なサービス提供を行います。

- ・障がい者総合支援法
- ・労働基準法
- ・個人情報保護法
- ・労働安全衛生法

その他、厚生労働省が定める運営ガイドラインを遵守し、サービス提供を行う。

18. 評価・改善の仕組み

サービス提供の評価は、定期的なアンケートを実施し、結果を基に改善策を検討し、就労継続支援B型事業所朝日のあたるファームは、利用者が農福連携を通じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、関係産業、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス機関、利用者を取り巻く社会資源との連携を図り、総合的な福祉サービスの提供、そして社会参加支援に努める。